

特定生産緑地（羽曳野市）の解除

生産緑地法第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定を解除する。

番号	名称	位置	特定生産緑地 面積	図面番号
1	高鷲17	羽曳野市高鷲八丁目地内	約 0.13 ha	1/11
2	東阪田3	羽曳野市東阪田及び壺井及び広瀬地内	約 0.16 ha	11/11

「区域は指定図表示のとおり」